

生総第101号
平成27年2月4日

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

銃砲刀剣類発見及び拾得届取扱要領の制定について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第23条の規定により銃砲刀剣類を発見した旨の届出を受理した場合の取扱については、「銃砲刀剣類発見および拾得届取扱要領の制定」（昭和38年12月10日付け防発第457号。以下「旧要領」という。）により運用してきたところであるが、平成27年3月1日から、別添の「銃砲刀剣類発見及び拾得届取扱要領」により運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、旧要領は廃止する。

銃砲刀剣類発見及び拾得届取扱要領

第1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第23条の規定により、銃砲刀剣類を発見又は拾得して警察署に届出をした者のうち、法第14条の規定による登録を受けて引き続き所持することを希望するものに係る警察署における取扱手続を定めるものである。

第2 発見届

銃砲刀剣類の発見の届出があったときは、次により取り扱うものとする。

1 発見届の受理等

- (1) この要領に基づき、発見届を受理するときは、別記様式第1号（以下「様式1号」という。）を届出人に交付し、様式1号(1)の「古式銃砲・刀剣類発見届（以下「発見届」という。）に必要事項を記入の上、銃砲刀剣類と共に提示を受けること。

届出人の記載した事項に誤りのないときは、様式1号を切取線に沿って切り離した上、様式1号(2)の「古式銃砲・刀剣類発見届出済証」及び様式1号(3)の「古式銃砲・刀剣類登録通知書」を届出人に交付し、岐阜県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に速やかに登録申請することなど、登録申請に必要な事項を教示すること。

- (2) 上記(1)により発見届を受理したときは、様式1号(4)の「古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書（以下「登録希望者通知書」という。）」を生活安全部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）を経て県教育委員会に送付すること。
- (3) 上記(2)により登録希望者通知書の送付を受けた県教育委員会では、登録審査の結果について、様式1号(3)の「古式銃砲・刀剣類登録通知書（以下「登録通知書」という。）」により生活安全総務課を経て県公安委員会に対して通知する。登録通知書は生活安全総務課から発見届を受理した警察署に回付されるため、これを受けた警察署においては、発見届と共に整理保管すること。
- (4) 発見者（登録申請者）の住所地が他警察署管内である場合は、受理した発見届の写しを当該発見者（登録申請者）の住所地を管轄する警察署へ速やかに送付すること。これを受けた警察署においては、発見届の写しを保管しておくこと。

2 実施上の留意事項

- (1) 善良な発見届出人の利便を十分考慮し、手続について丁寧に教示する等、適切な対応に努めること。
- (2) 発見届は、発見時の状況の分かる家族又は使用人で責任がある者が代わって

行うことも差し支えない。

- (3) 提示を受けた銃砲刀剣類については貴重な美術品である場合もあることを念頭に置き、慎重に取り扱うこと。

なお、刃渡り、目くぎ穴又は銘文の確認のためにこしらえを外すことが困難な場合、無理にこしらえを外そうとしないこと。

- (4) 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重し、登録に該当するか否かの判断等を警察において行うことは避け、県教育委員会に委ねること。
- (5) 必要やむを得ない場合のほか、銃砲刀剣類を警察署において一時預かりすることはしないこと。
- (6) 発見届をした銃砲刀剣類であっても、登録を受けないと他人に譲渡することができないことは当然であり、登録以外の目的で所持した場合は違法となるので、その旨を発見届出人に教示すること。
- (7) 発見届出後に登録審査を受けない場合や、審査の結果登録にならなかったものについては、「銃砲刀剣類売却廃棄要領の制定について」（昭和 55 年 3 月 29 日付け生保発第 130 号。以下「廃棄要領」という。）に基づき所要の措置を講じること。

第 3 拾得届

銃砲刀剣類の拾得の届出があったときは、岐阜県警察遺失物取扱細則(平成 19 年 12 月 7 日岐阜県警察訓令第 41 号)により処理すること。また、拾得物が埋蔵物であるときも同様とする。

第 4 法第 14 条の規定による登録の対象とならない銃砲刀剣類の届出

法第 14 条の規定による登録の対象とならない銃砲刀剣類の発見の届出があったときは、廃棄要領に基づき所要の措置を講じること。

なお、銃砲類であって引き続き所持を希望する場合は、銃砲発見届出書（別記様式第 2 号）を提出させた上で、法に基づく所定の手続きによること。

附則

この要領は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

年 月 日

古式銃砲・刀剣類発見届

警察署 御中

届出人 印 (発見者との関係)

(1)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 - -
	職業	
	氏名	年 月 日生 (歳)
発見物件		
発見年月日	年 月 日	
発見場所		
発見の端緒		

----- 割 印 ----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

古式銃砲・刀剣類発見届出済証

警察署 印

(2)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 - -
	職業	
	氏名	年 月 日生 (歳)
発見物件		
届出年月日	年 月 日	

住所確認書類：住民票・運転免許証・健康保険被保険者証・その他 ()

※ 裏面の注意事項を確認してください。

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録通知書

公安委員会 殿

教育委員会 印

(3)

登録申請者	住所	電話番号 - -
	氏名	
登録をした物件		
登録記号番号		

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書

教育委員会 殿

警察署 印

(4)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 - -
	氏名	
発見物件		
取扱者	係 階級 氏名	連絡先

登録申請者住所管轄署

警察署

注 意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件と共に、最寄りの警察署に届け出てください。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引っ越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。
- 4 発見の状況の分かる家族又は使用人で責任ある者が代わって届出をすることも可能です。

注 意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があっても、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項違反(不法所持)となります。
- 2 教育委員会に登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。
- 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出してください。
- 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないで下さい。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。

上記注意事項を確認しました。 発見者署名 _____ ㊟

別記様式第2号

銃 砲 発 見 届 出 書

<p>1 発見者の住所、職業、氏名および生年月日</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所</p> <p style="margin-left: 40px;">職 業</p> <p style="margin-left: 40px;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日生 (歳)</p>						
2 発見年月日		年 月 日				
3 発見場所						
4 発見の状況						
5 発 見 し た 銃 砲	種 類		口 径		特 徴	
	型		適合する実 包または空 包		法第4条第 1項に規定 する用途	
	番 号		銃 身 長		替 え 銃 身	
<p>上記のとおり銃砲を発見しましたから、銃砲刀剣類所持等取締法第23条の規定によりお届けします。</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-left: 80px;">警察署長殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出人 住 所 氏 名</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div> </div>						